

# 新潟県商工会特定退職金共済規約

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規約は、新潟県商工会連合会定款（以下「定款」という。）第8条（事業）第11号に規定する新潟県商工会連合会（以下「本会」という。）の業務のうち商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員のために実施する退職金共済の業務の執行について必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規約で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規約で「退職金共済契約」とは、事業主が本会に掛金を納入することを約し、本会がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規約の定めるところにより、退職金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規約で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規約で「被共済者」とは、退職金共済契約により、本会がその者の退職について退職一時金もしくは遺族一時金または退職年金（以下「退職一時金等」という。）を支給すべき者をいう。

5 この規約で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。

6 この規約で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項に規定する過去勤務一括掛金に係るものを除く。）をいう。

7 この規約で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職一時金等の額の計算に含める期間をいう。

8 この規約で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。

9 この規約で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間及び運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間及び既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額）をもとに計算される掛金をいう。（次項の過去勤務一括掛金を含む。）

10 この規約で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第13条の2第1項の規定により労働者退職金共済機構から引き渡される額、及び所得税法施行令第73条第1項第7号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。）より引き渡される資産総額に相当する額をいう。

11 この規約で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継

がれる退職一時金に相当する額をいう。

12 この規約で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第21条の6第1項に規定する契約に基づき勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、及び所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職一時金に相当する額をいう。

## 第2章 契約の成立等

### (契約の締結)

第3条 本会に属する商工会の会員たる商工業者（以下「事業主」という。）は、当該事業所の従業員を被共済者として退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結することができる。

2 前項に規定する者のほか、本会が特別の事情があると認められる者については、共済契約を締結することができるものとする。

3 事業主は、共済契約に関して、従業員に対し不当な差別的取り扱いをしてはならない。

### (加入資格)

第4条 この規約による被共済者となる者の資格は、前条第1項の規定による事業主に雇用される従業員のうち、満15歳以上65歳未満の者とする。但し、次に該当する者は除く。

（1）現に他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者である者

（2）共済契約者たる個人もしくはこれと生計を一つにする親族又は共済契約者たる法人の役員（使用人としての職務を有する役員を除く。）

（3）期間を定めて雇われている者

（4）季節的な仕事のために雇われている者

（5）非常勤の者

（6）試用期間中の者

### (業務の委託)

第5条 本会は、この退職金共済制度の健全なる運営を図るため、会長が定める保険会社及び金融機関の双方又はいずれか一方との間に新企業年金保険契約を締結して、この退職金共済制度の管理運営の一部を委託する。

### (加入の時期)

第6条 加入時期は、毎月20日までに申し込まれた契約については、翌月1日、21日以降月末までに申し込まれた契約については、翌々月1日を加入日とする。

### (掛 金)

第7条 共済契約は、被共済者ごとに、基本掛け金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

2 基本掛け金及び過去勤務掛け金（過去勤務一括掛け金を除く。）は、共済契約者たる事業主が全額を負担しなければならない。

3 基本掛け金月額は最低加入口数1口につき1,000円とし、1口以上30口以下の口数を任意に選択加入できるものとする。

4 過去勤務通算月額は、1口1,000円とし、22口を限度とする。ただし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。(過去勤務一括掛金を除く。)

5 掛金として払い込まれた金額及び引受退職給付金の額(これらの運用による利益を含む。)は、共済契約者たる事業主に返還しないものとする。

(契約の申込)

第8条 共済契約の申し込みは、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならない。

2 申込金は共済契約が効力を生じた日の属する月の基本掛金に充当する。申込金は共済契約者たる事業主が全額を負担しなければならない。

(契約の成立)

第9条 この共済契約は、本会がその申込を承諾し、かつ、第5条に定める業務の委託機関である会長が定める保険会社及び金融機関の双方又はいずれか一方で本制度発足日又は、第6条に定める当該加入日までに所定の手続きを完了したときに、当該加入日から効力を生ずる。

2 本会は、共済契約の成立後遅滞なく共済契約者に退職金被共済者証を交付するものとする。

3 共済契約の申込の承諾の通知は、退職金被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

### 第3章 基本掛金の納入

(基本掛金の納入)

第10条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日、又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、毎月分の基本掛金を当月末日までに納入しなければならない。

2 基本掛金は、本会に納入するものとする。

3 每月分の基本掛金は、分割して納入することができない。

(納付期限の延長)

第11条 本会は、天災その他やむを得ない事由により、共済契約者が基本掛金を納入する期限までに納入することができないと認めるときは、その納入期限を延長することができる。

### 第4章 退職一時金等の給付

(給付の種類)

第12条 この規約に基づく給付は次のとおりとする。

(1) 退職年金

(2) 退職一時金

(3) 遺族一時金

2 次の各号に該当するときは、前項に定める給付を行わず、次に定めるところによる。

(1) 被共済者の申出により第41条を適用する場合は、本会は当該引継退職給付金を支給しない。

(2) 被共済者の申出により第42条を適用する場合は、本会は当該退職一時金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して遅滞なく引き渡す。

(3) 被共済者の申出により第43条を適用する場合は、本会は当該退職一時金に相当する額を勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。

(退職年金の支給期間)

第13条 退職年金の支給期間は、被共済者の生死にかかわらず、受給資格を取得した日より10年間とする。

(退職年金月額)

第14条 退職年金月額は、脱退時の積立金相当額を年金原資として計算される額とする。

2 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の脱退時の積立金相当額に次の各号に定める額を含むものとする。

(1) 引継退職給付金について、被共済者の加入日の属する月から退職した日の属する月までの経過期間に応じた当該引継退職給付金に係る積立金相当額。

(2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月と加入日の属する月のいずれか遅い月から被共済者が退職した日の属する月までの経過期間に応じた当該引受退職給付金に係る積立金相当額。

(退職年金の受給資格)

第15条 退職年金については被共済者が満65歳以上かつ加入期間10年以上で退職したときその受給資格を取得する。

(退職年金の開始期日)

第16条 被共済者が受給資格を取得した日を退職年金の開始期日とする。

(退職年金の支払方法)

第17条 退職年金の支払日は年4回3月・6月・9月及び12月の各1日とする。

2 退職年金の第1回支払日は、退職年金開始期日の翌月以降最初に到来する退職年金の支払日とする。

3 1回の支払額は、当該支払月の前月までの未支払分とする。

4 退職年金は受給手続完了後、被共済者の口座に振り込む方法で支払う。

(一時払の特例)

第18条 退職年金の受給資格者又は退職年金の受給者が一時払の請求をしたときは、退職年金の支払に代えて一時払の取扱をする。

2 支給期間中の被共済者の死亡に際し、その遺族から申出があったときは、一時払の取扱をする。

3 退職年金月額が50,000円未満の場合は、一時払の取扱をする。

4 一時金額は、残存保証期間部分の退職年金現価相当額とする。

(遺族の範囲と順位)

第19条 この規約における遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用する。但し、同順位の者が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として、その者に支払う。

(退職一時金の額)

第20条 退職一時金の額は、脱退時の積立金相当額とする。

2 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、第14条第2項の規定を準用する。

(退職一時金の受給資格)

第21条 退職一時金は被共済者が退職年金の受給資格の取得前に死亡以外の事由により退職したとき、受給資格を取得する。

(遺族一時金の額)

第22条 遺族一時金の額は、脱退時の積立金相当額に加入口数1口につき10,000円を加算した額とする。

2 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、第14条第2項の規定を準用する。

(遺族一時金の受給資格)

第23条 遺族一時金は被共済者が退職年金の受給資格取得前に死亡により退職したときその遺族が受給資格を取得する。

(一時金の支払方法)

第24条 退職一時金及び遺族一時金は受給手続完了後被共済者の口座に振り込む方法で支払う。

(退職所得の源泉徴収・特別徴収)

第25条 本会は、退職金の支払に際して所得税法・地方税法の定めにより退職所得の源泉徴収・特別徴収をする。

(退職一時金等の減額)

第26条 本会は被共済者がその責に帰すべき次の各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があった場合においては、退職一時金等の額(第14条第2項第1号及び第2号に係る部分を除く。)を減額して支払うことができる。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉もしくは信用を著しく損し、または雇用関係に関し著しく信義に反し、または職場規律を著しく乱す行為があったこと。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したこと。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し著しく信義に反する行為があったこと。

2 前項の規定による退職一時金等の減額は共済契約者の申し出た額によって行うものとする。但し、本会はその減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。

3 第1項の退職一時金等の減額の事由及び前項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

(退職一時金等の減額の申出)

第27条 共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した退職金減額申出書を本会に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

2 本会は、前条第1項の規定により退職一時金等の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

(加入期間の計算)

第28条 退職一時金等の算定基礎となる加入期間は、基本掛金の払込開始月から起算し、基本掛金の最終払込月までとする。

2 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、当該過去勤務通算期間を加えるものとする。

3 加入期間は1カ年をもって単位とし1年未満の端数月数は1カ月をもって1／12年とする。

(退職一時金等の端数処理)

第29条 退職一時金等の計算において、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入する。

## 第5章 退職一時金等の請求手続き

(退職届の提出)

第30条 共済契約者は被共済者が退職したときは、遅滞なく、被共済者退職届を提出しなければならない。

(退職一時金等の請求手続)

第31条 退職一時金等を請求しようとする者は給付の種類に対応する次の書類を本会に提出しなければならない。

給付の種類	提出書類
退職年金	退職年金受給請求書 退職金被共済者証 その他本会が必要とする書類
退職一時金	脱退通知書兼退職（遺族）一時金請求書 退職金被共済者証 退職所得の受給に関する申告書 その他本会が必要とする書類
遺族一時金	脱退通知書兼退職（遺族）一時金請求書 退職金被共済者証 死亡診断書 除籍證（抄）本 その他本会が必要とする書類

2 本会は前項に定める書類の他、必要な書類の提出を請求することができる。

## 第6章 過去勤務期間の通算

(過去勤務期間の通算の申込等)

第32条 共済契約者は、被共済者となるべき従業員（既に被共済者となっている者を含む。）について、過去勤務期間を退職一時金等の額の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間及び過去勤務通算月額を定め、本会に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込みをする共済契約者は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならぬ。
- 3 過去勤務通算期間に1年未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨て年単位とする。
- 4 第1項の申込み及びその効力については、第8条及び第9条の規定を準用する。
- 5 過去勤務通算期間及び過去勤務通算月額は、本会が申込みを受諾した後は変更することはできない。

(過去勤務掛金の払込及び払込期間)

第33条 共済契約者が前条に基づく過去勤務期間の通算の申込みを行った場合には、その申込みの効力が生ずることとなった日の翌日以後5年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が5年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。）で均分した額を過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）として毎月払い込まなければならない。

この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第7条に規定する基本掛け金と同時に払い込むこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職することとされているときの払込期間は、その申込みの効力が生ずることとなった日の翌日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職したとき、または共済契約が解除された場合には、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛け金を払い込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛け金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛け金として一括して引渡を受けるものとする。
- 5 前項の過去勤務一括掛け金のうち、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。
  - (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること。
  - (2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに本会を経由して当該他の特定退職金共済団体へ次に定める事項を記載した申出書を提出すること。
    - ① 申出をする共済契約者の氏名または名称及び住所
    - ② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を本会に引き渡すことを申する旨
    - ③ 本会の名称及び所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職

金共済団体との共済契約を解除した年月日

- ④ 当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を本会と締結した年月日
- ⑤ その他参考となるべき事項

(退職年金支給の特例)

第34条 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛け金払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上かつ満65歳以上であれば、本人の申出により退職一時金に代え退職年金を支給する。

2 前項により支給する退職年金月額は、第14条の規定を準用する。

## 第7章 契約の解除

(契約の解除)

第35条 本会又は共済契約者は、本条第2項、第3項または第4項に規定する場合を除いては共済契約を解除することができない。

2 本会は、共済契約者が4カ月以上掛け金の納入を怠った時（本会が認める正当な理由がある場合を除く）は、退職金共済審査会の議を経て共済契約を解除するものとする。

3 本会は、次の各号に掲げる場合には、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。

(1) 被共済者が第4条の各号の規定に該当する者となったとき。

(2) 被共済者が、偽りその他不正行為によって退職一時金等又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

4 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 被共済者の同意を得たとき。

(2) 掛け金の納入を継続することが著しく困難であると本会が認めたとき。但し、被共済者が異議の申立てを行ったときは、退職金共済審査会が実情を調査し、審議により解除の可否を決定できるものとする。

(3) 本会が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ（3）に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。

5 共済契約の解除は将来に向かってのみその効力を生ずる。

(契約解除の手続き)

第36条 本会は、共済契約を解除するときは、解除の理由を附して、その旨を共済契約者に通知するものとする。

2 共済契約者は、前条第4項第1号の規定により、共済契約を解除するときは、被共済者の同意のあったことを証する書類を添え、その旨を本会に申出をしなければならない。

3 共済契約者は、前条第4項第2号の規定により、共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添えその旨を本会に申出なけ

ればならない。

4 本会は、前項の申出が前条第4項第2号に該当すると認めたときは、遅滞なくその旨を共済契約者に通知するものとする。

5 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を本会に申出とともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を経由して本会へ次に定める事項を記載した申出書を提出すること。

① 申出をする共済契約者の氏名または名称及び住所

② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申出する旨

③ 当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地ならびに申出をする共済契約者が本会との共済契約を解除した年月日

④ 本会の名称及び所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日

⑤ その他参考となるべき事項

6 第9条第4項の規定は、共済契約の解除について準用する。

(解約手当金)

第37条 共済契約が解除されたときは、本会は被共済者に解約手当金を支払う。

ただし、前条第5項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

2 解約手当金の額は、第20条に定める退職一時金の額とする。

3 第35条第3項第2号の規定により、共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の規定にかかわらず解約手当金（第14条第2項第1号及び第2号に係る部分を除く。）は支払わない。

4 本会は前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金（第14条第2項第1号及び第2号に係る部分を除く。）の額を減額して支払う。

5 本会は、前項の規定により、解約手当金を支給する場合は、その特別の事情及び減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

(解約手当金の請求手続)

第38条 解約手当金を請求しようとする者は、本会に脱退通知書兼解約手当金請求書を提出しなければならない。

## 第8章 掛金月額の変更

(掛金月額の変更)

第39条 本会は共済契約者から基本掛金月額増加の申込みがあったときは、これを承諾するものとする。但し、増加後の基本掛金月額は被共済者1人につき30,000円を限度とする。

2 本会は、共済契約者からの基本掛金月額の減少の申込みについては、第35条第4項第1号及び第2号に掲げる場合でなければ、これを承諾しない。

(基本掛金月額の変更手続)

第40条 共済契約者は、前条の基本掛金月額増額の変更の申込みをするときは、被共済者の氏名及び増額する基本掛金月額を記載した加入申込書を本会に提出しなければならない。

2 共済契約者は、前条の基本掛金月額減額の変更の申込みをするときは、退職金被共済者証のほか、第35条第4項第1号の同意のあったことを証する書類又は同項第2号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添付しなければならない。

3 第35条第4項第2号の規定による減額の場合には、同号の認定については退職金共済審査会の議を経なければならない。

4 本会は、基本掛金月額増額変更の申込みを承諾したときは、遅滞なく、共済契約者に退職金被共済者証を交付する。

5 本会は、基本掛金月額減額変更の申込みを承諾したときは、遅滞なく、共済契約者に対し退職金被共済者証に基本掛金月額の変更を記載するものとする。

6 第9条第1項、第3項及び第4項の規定は基本掛金月額の変更について準用する。

## 第9章 退職金共済制度内における通算

### (退職金共済制度内における通算)

第41条 本会は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職一時金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職年金または退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、本会へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び退職金被共済者証の写しを提出すること。
  - ① 当該申出をする被共済者の氏名及び住所
  - ② 当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する他の共済契約者の氏名または名称及び住所
  - ③ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名または名称及び住所
  - ④ ③における退職の年月日

## 第10章 他の退職金共済制度との通算

### (他の特定退職金共済制度との通算)

第42条 本会は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において次に定めるところにより、退職一時金に相当する額を受入れ、及び引き渡す。

2 受入は以下の条件を全て満たす場合に取扱う。

- (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 本会を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、当該他の特定退職金共済団体へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
  - ① 当該申出をする被共済者の氏名及び住所
  - ② 当該申出をする被共済者に係る本会の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称及び住所
  - ③ 当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地
  - ④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名または名称及び住所
  - ⑤ ④における退職の年月日

3 引渡しは以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

- (1) この共済契約に基づき退職年金または退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、本会へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び本会の退職金被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職年金または退職一時金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
  - ① 当該申出をする被共済者の氏名及び住所
  - ② 当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称及び住所
  - ③ 本会の名称及び所在地
  - ④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職

に係る本会の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名または名称及び住所

⑤ ④における退職の年月日

（中小企業退職金共済制度との通算）

第43条 本会は、勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法

第21条の6第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

（1）中小企業退職金共済制度に係る共済制度に基づき退職金の支給をうけることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。

（2）この共済契約の被共済者であること。

（3）本会を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、勤労者退職金共済機構へ通算の申出書及び中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。

2 本会は、勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第21条の5第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件を全て満たす場合に、退職一時金に相当する額を引き渡す。

（1）この共済契約に基づき退職年金または退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。

（2）中小企業退職金共済制度に係る共済制度の被共済者であること。

（3）勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、本会へ通算の申出書及び本会の退職金被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第21条の5第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

## 第11章 管理

（退職金共済の事務）

第44条 退職金共済事業に関する事務は、本会事務局において取扱う。

（会計処理）

第45条 本会の退職金共済事業に関する経理は、特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

（予算決算等の議決）

第46条 退職金共済事業に関する事業計画、収支予算、収支決算、貸借対照表、財産目録、事業報告書は総会の議決を経るものとする。

（資産の運用）

第47条 本会は、共済契約者から掛金として払い込まれた金額及び引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額は被共済者を被保険者とする新企業年金保険契約の保険料として第5条に定める保険会社に払い込み、その運用を委託する。

2 前項の保険契約の保険料積立金は、これを担保に供し又は貸付けることができない。

（配当金の処分）

第48条 第5条に定める新企業年金保険契約に係る配当金は次のとおりとする。

- (1) 年金開始前の配当金は積立金の積増のための保険料に全額充当する。
  - (2) 年金開始後の配当金は退職年金にあわせて退職年金の受給者に支払う。
- (書類の備付及び閲覧)

第49条 本会は第46条の書類を事務所に備えつけておき、共済契約者がその書類の閲覧を求めたときは、正当の理由がないのに拒んではならない。

(退職金共済審査会)

第50条 本会に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この規約において審査会の権限として定めている事項及びそのほか本共済制度の重要事項について審査する。
- 3 審査会の委員は、本会副会長並びに本会常勤役員を以てこれにあてる。

## 第12章 雜 則

(報告等)

第51条 本会は、この規約による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

- 2 共済契約者は、その氏名・名称若しくは住所又は被共済者の氏名に変更があつたときは、その旨を本会に届出なければならない。
- 3 共済契約者は、第35条第3項及び第4項の規定に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を本会に通知しなければならない。

(退職金被共済者証の保管提示等)

第52条 退職金被共済者証は、被共済者である従業員を雇用する共済契約者たる事業主が保管するものとする。

- 2 共済契約者は、被共済者から要求があったときは、退職金被共済者証を提示しなければならない。
- 3 共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は共済契約が解除された時はやむを得ない事由がある場合を除き、遅滞なく退職金被共済者証を被共済者又は、その遺族若しくは相続人に交付しなければならない。
- 4 共済契約者は退職金被共済者証を紛失し、又は使用に耐えない程に汚損し若しくは盜難、火災等により退職金被共済者証を失ったときは、遅滞なくその旨を本会に届出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第53条 退職一時金等及び解約手当金（以下「退職金等」という。）の支払を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(退職金等の返還)

第54条 偽りその他不正の行為により、退職金等の支払を受けた者がある場合は、本会は、その者から当該退職金等を返還させるものとする。この場合において、その給付が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは本会は、その者に対して給付を受けた者と連帶して退職金等を返還させる。

(規約の変更及び廃止)

第55条 この規約の変更及び廃止については、総会の議を経なければならない。

(時効)

第56条 退職金等の支払を受ける権利はその事由が生じた日から5年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利はその事由が生じた日から2年間行わないと時効によって消滅する。

2 退職金等の給付を受ける遺族が先順位又は同順位者の生死又は住所が不明であるために退職金等の請求をすることが出来ない場合には、その請求をすることができるようになってから6カ月の間は当該権利の消滅、時効は完成しないものとする。

(福祉共済事業)

第57条 本会は被共済者及び会員の福祉増進に資するため、福祉共済事業を行うことができる。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 この規約は、平成12年7月1日から実施する。
- 2 従前の新潟県商工会特定退職金共済規約は廃止する。

#### 附 則

(実施の時期)

第5条(業務の委託)、及び第9条(契約の成立)の改正は、平成12年10月25日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

第33条(過去勤務掛金の払込及び払込期間)の改正は、平成15年4月1日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

第6条(加入の時期)、第10条(基本掛金の納入)の改正は、平成17年3月23日から実施し、平成16年11月21日から適用する。

#### 附 則

(実施の時期)

第35条(契約の解除)の改正は、平成18年4月1日から実施する。